令和５年８月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和５年８月２５日（火）午後１時３０分～
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　９名

１番　藤岡 義博委員　２番　福冨 汎委員
４番　中島 豊繁委員　５番　島巻 賢二委員　６番　川﨑 一男委員
７番　尾﨑 考平委員　８番　小松 弘之委員　９番　細川 季代委員
10番　濱田 祐司委員

４．　欠席委員　　３番　西岡 豊委員
５．　事 務 局　　次長心得　松本　研

６．　議案　　第１号議案　農地法第３条許可申請について
第２号議案　非農地証明願について
その他の件

（開会時刻　１３：３０）

（島巻会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから８月定例総会を開会致します。
はじめに事務局より諸般の報告を致します。

事 務 局　　はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は１０名中９名で、西岡委員より欠席の連絡をいただいております。

室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

農地利用最適化推進委員さんの出席者数は、１０名中１０名のご出席です。

なお、本日の議案は、第１号議案農地法第３条許可申請について、第２号議案非農地証明願について、その他の件の順にご審議いただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

（７月総会以降の農業委員会の活動報告等）

以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議　　長　　それでは８番小松委員　９番細川委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。

第１号議案農地法第３条許可申請番号１の件について、議題といたします。

この件につきまして、事務局より説明を行います。

説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第１号議案農地法第３条許可申請番号１について、事務局より説明いたします。

議案書の１ページと地図は２ページをご覧ください。

申請地は吉良川町字　　甲　　番　です。登記地目は雑種地、現況地目は畑となっており、申請面積は 185 ㎡となっております。

本申請は、香美市の　　さんから、吉良川町の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。

担当地区委員さんの説明をお願いします。

５　　番　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。

久保（利）　　私の方からは、申請地の場所と周辺の状況を説明します。

令和５年８月２１日に会長、私、事務局松本の３名で現地調査を行いました。

橋から　　に向かう　　道路沿いにある避難タワーの横の市道を南に 60ｍほど進み、そこの路地を 30ｍほど進んだところに申請地が位置しております。

ビワ・柿を何本か植えている状況で、管理された農地ではありません。

申請人は家庭菜園をしたいとのことですので、問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。

何かございませんか。

（無　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。

第２号議案農地法第３条許可申請番号１について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって申請番号１について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第１号議案農地法第３条許可申請番号２の件について、議題といたします。

この件につきまして、事務局より説明を行います。

説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第１号議案農地法第３条許可申請番号２について、事務局より説明いたします。

議案書の１ページと地図は３～５ページをご覧ください。

申請地は佐喜浜町字　　番外 9 筆です。登記地目は畑、畑、畑、田、田、田、畑、畑、田、田、現況地目も同様となっており、申請面積は 271 ㎡、433 ㎡、1,041 ㎡、1,378 ㎡、1,332 ㎡、185 ㎡、370 ㎡、122 ㎡、842 ㎡、836 ㎡となっております。

本申請は、佐喜浜町の　　さんから、佐喜浜町の　　さんへの贈与による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。

担当地区委員さんの説明をお願いします。

２　　番　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。

福　　富　　私の方からは、申請地の場所と周辺の状況を説明します。

令和５年８月１５日１３時３０分に阿野田委員、申請者の窪内さん、事務局松本、私の４名で現地調査を行いました。

申請地は国道55号線ぞいにある　　の所を左に曲がると、　　があります。

　　から100ｍほど進んだところの左側に農道があります。

その農道を500ｍほど進んだところの左側に申請地があります。

さらに300ｍほど進んだところにも申請地があります。

現地はカヤ等で覆われていて、荒れていますが、申請者ができる限り管理をしていき、周囲に迷惑をかけないようにしていくとのことですので、なんら問題はないと思いますので、審議をよろしくお願いします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。

何かございませんか。

（無　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。

第１号議案農地法第３条許可申請番号２について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。
よって番号２について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第２号議案番号1非農地証明願の件について議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明をいたします。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第２号議案番号１非農地証明願について説明いたします。
議案書６ページを、地図は７～８ページをご覧ください。
申請地は、吉良川町　　甲　　番　　、登記地目は畑、現況地目は宅地となっています。
地積はそれぞれ 42 ㎡で、農用地区域外です。
香美市の　　さんの所有地です。
申請理由ですが、昭和 48 年に家を一部建増しをした時に、一部を車庫として荷物の置き場所の倉庫としており、農地への復旧が困難となっているためです。

事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局より、番号１の申請内容についての説明がございました。
関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

５　　番　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。

久保（利）　　私の方からは、申請地の場所と周辺の状況を説明します。

令和５年８月２１日申請者の代理人、会長、事務局松本、私の４名で現地確認を行いました。

場所は国道５５号線沿いの　　の東隣に位置しております。

50 年前に倉庫を建てて、現在に至っておりまして、農地への復旧は困難と思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。

それではこの件について、ご意見・ご質問のある方は、お願いします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。

第２号議案番号１について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって第２号議案番号１については、非農地として証明をすることに決定致します。

その他の件を議題といたします。

議　　長　　他にご意見ご質問等何かありませんでしょうか。

議　　長　　無いようでございますので、事務局からその他事務連絡をお願いします。

事 務 局　　（その他の事務連絡）

議　　長　　それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうかなければ、総会についてはここで締めさせていただきます。

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。
なければ、閉会の挨拶を中島職務代理にお願いいたします。

（中島職務代理の閉会の挨拶）

（閉会時刻午後２時３０分）